



5月のマクロ経済は先月比で鈍化、消費回復が待たされる ～6月のニュースレビュー

リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室

注目された経済ニュース(6月)	2
【マクロ経済】	2
5月のマクロ経済は先月比で鈍化、消費回復が待たれる	2
中国は財政制度を改革、土地使用権譲渡収入の徴収責任を税務部門へ移転	2
常住人口1,000万人都市は18市、4市は2,000万人超え	2
国家発展改革委員会、国内原料価格の安定化を図り、市場調査へ	2
サービス貿易ネガティブリストは策定中、自由貿易港版・自由貿易試験区版・全国版	3
【産業・企業】	3
スマートエネルギーの応用拡大、第14次五カ年計画期間中に重点分野として推進へ	3
下半期の国有企業改革3年行動、民間資本1,200億元導入	3
中央通信企業の中国電科、中国普天を吸収合併	4
上海市が都市群水素自動車の応用案を発表、財政部のパイロットリストはまだ未公開	4
「データセキュリティ法」を正式発表、2021年9月1日施行へ	4
【金融】	5
アントグループの消費者金融会社、重慶で開業	5
上海はインフラ関連の公募REITsのパイロットを実施、産業パークが先行	5
プロフェッショナル解説(税務会計)/PwC 日本企業部	6
過去一週間の規制動向	9
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2021年6月)	10
コラム ～最近開催されたイベント	9

注目された経済ニュース(6 月)

【マクロ経済】

5 月のマクロ経済は先月比で鈍化、消費回復が待たれる

国家統計局は 6 月 16 日、5 月のマクロ経済指標を発表した。それによると、5 月(単月)の消費(小売売上高)は前年同期比+12.4%であり、先月伸び率と比べて 5.3 ポイント低下した。工業生産付加価値額は同 +8.8%となっており、これも先月比で 5.3 ポイント低下した。一方、投資については、前年同月比+15.4%となっており、先月伸び率と比べて 7.8 ポイントと大幅に増加、その中でも製造業設備投資(単月)が+13.5%と、先月の+7%を大幅に上回っており、全体を牽引している。中国では、新型コロナウイルスの感染抑制に伴い、主要国ではいち早く経済活動は正常化しているものの、個人消費の伸び悩みが依然として改善されず、国家統計局の記者会見で同局付凌暉報道官は、「経済全体については安定した回復が継続しているが、引き続き国内経済の持続的な回復の足場を固める必要がある」と指摘した。

中国は財政制度を改革、土地使用権譲渡収入の徴収責任を税務部門へ移転

2021 年 6 月 4 日、財政部・自然資源部・税務総局・人民銀行が共同で、国有土地使用権譲渡収入、鉱物資源特別収入、海域使用金、無人島使用金といった 4 つの非税収入の徴収(以下、「4 つの非課税収入」と略称)の責任をすべて税務部門へ移転するとの通知を発表した。今回の移転作業は段階的に進められる。2021 年 7 月 1 日から、河北・内モンゴル・上海・浙江・安徽・青島・雲南で移転作業を試験的に行い、2022 年 1 月 1 日に全国範囲へ拡大される予定である。

改革対象となる 4 つの非課税収入のうち、地方政府基金性収入の主要構成部分である国有土地使用権譲渡収入が注目されている。財政部のデータによると、2021 年 4 月の地方政府性基金収入は 2 兆 3,116 億元で、前年同期比 36.8%増加したが、そのうち、国有土地使用権譲渡収入は 2 兆 1,383 億元に達している。今回の調整対象は徴収責任機構であり、土地使用権譲渡収入の徴収責任機構は改革前の自然資源部から税務部門に回されるが、土地使用権譲渡収入の帰属権は地方政府であることに変わりはない。この改革は財政資源管理の統一化を実現するために重要な措置の 1 つと見られる。

常住人口 1,000 万人都市は 18 市、4 市は 2,000 万人超え

第 7 回全国人口センサス調査(国勢調査)の地方統計データがこのほど相次いで発表された。2020 年、18 都市の常住人口は 1,000 万人を超え、高い順に重慶、上海、北京、成都、広州、深セン、天津、西安、蘇州、鄭州、武漢、杭州、石家荘、臨沂、東莞、青島、長沙、ハルピンとなっている。上位 4 市の重慶(3,205.4 万人)、上海(2,487.1 万人)、北京(2,189.3 万人)、成都(2,093.8 万人)は 2,000 万人を超えた。また、東莞、青島、長沙の 3 市は初めて 1,000 万人を突破した。2010 年との比較では、深セン(713.6 万人)、広州(597.6 万人)、成都(581.9 万人)、西安(448.5 万人)の人口増加数が大きかった。経済発達度や戸籍政策の緩和が主因と考えられる。

なお、重慶、上海、北京、広州、深セン、成都、天津、武漢、西安、蘇州、鄭州、杭州の GDP は 1 兆元を超えている。

国家発展改革委員会、国内原料価格の安定化を図り、市場調査へ

国家発展改革委員会は 6 月 21 日、国家市場監督管理総局とともに、鉄鉱石の市場価格について、調査す

ると発表した。具体的には、コモディティとサービスの価格指数の管理について、新たな規制を設け、価格指数の算出方法の標準化や、情報の透明性維持に注力するとしている。足元世界的にはコモディティ価格の高騰により、中国国内では一部地域で買いだめや投機を発生している。発改委は本件について、「鉄鉱石価格は大幅に上昇し、下川部門の企業の生産・運営を圧迫している」としたうえで、「価格のつり上げや買いだめについては、厳しく取り締まり、良好な市場秩序を維持する」と強調した。

サービス貿易ネガティブリストは策定中、自由貿易港版・自由貿易試験区版・全国版

「経済参考報」によると、外資参入ネガティブリストに続いて、中国はサービス貿易ネガティブリストも策定している。策定の起草に参加している専門家によれば、サービス貿易ネガティブリストは自由貿易港版・自由貿易試験区版・全国版の3つのバージョンが含まれる。

2021年の「两会」で、サービス貿易ネガティブリストの制定は対外開放の分野の重要施策の1つと指定されている。政府工作報告では、サービス業の秩序ある開放の推進、サービス業総合パイロット区の増設、サービス貿易ネガティブリストの制定等が盛り込まれている。商務部の王受文副部長は、商務部が海南自由貿易港のサービス貿易ネガティブリストの策定作業はすでに完成しており、関連の手続きが進行中となっている。海南自由貿易港のサービス貿易ネガティブリストは中国のサービス貿易分野における最初のネガティブリストになる見込み。

中国のサービス貿易の発展は加速している。2010年～2019年、中国のサービス貿易額は3,717億米ドルから7,850億米ドルまで増加し、輸出入総額に占める割合は11.1%から14.6%まで拡大した。新型コロナの影響により、2020年の世界のサービス貿易は前年比20%減速すると見込まれているが、中国のサービス貿易は15.7%減速となった。サービス貿易ネガティブリストが実施されることで、海南自由貿易港はサービス貿易の対外開放の重要なパイロットとして存在感が一層高まると見られる。

【産業・企業】

スマートエネルギーの応用拡大、第14次五カ年計画期間中に重点分野として推進へ

国家発展改革委員会、国家能源局を始めとする4つの部門はこのほど、エネルギー分野における5G、IoT、AI、クラウドサービスといった新技術の導入について、促進策を発表した。具体的には、向こう3-5年間、発電所や送配電システム、炭鉱等を対象に、スマート化を進めるとしている。そのうち、送電システムに関しては、5G技術を利用した電力供給状況をリアルタイムで監視できるシステムを導入することや、炭鉱に関しては、採掘者の安全確認や採掘機械と車両の自動運転に5GやIoT技術を導入すること等が言及されている。また、中国IT機械最大手の華為(Huawei)は、スマートエネルギー事業を担う子会社を設立するとの情報もあり、スマートエネルギーの市場拡大は今後も継続すると見込まれる。

下半期の国有企業改革3年行動、民間資本1,200億元導入

国務院国有資産監督管理委員会(国資委)、北京市国資委、全国工商業連合会が主催した「2021年混合所有制改革プロジェクト推介会(プロモーション)」が6月22日に北京で開催された。286の混合所有制改革および中央・民間企業協同発展プロジェクトが紹介され、民間資本1,200億元を導入する予定。新エネルギー、新材料、ハイエンド設備製造など戦略的新興産業に関わるハイテク企業は140社以上で、プロジェクト全体の約半分を占めた。そのうち、「重点分野の試行企業*」、「双百企業*」、「科技改革モデル企業*」はそれぞれ22社、26社、18社となっている。

6月に、国有企業改革の「双百企業」と第1陣の重点分野試行企業である東航物流は、上海証券取引所メインボードで上場し、航空分野における混合所有制改革の第1社となった。5月に、上海電気風電は新興ハ

イテック企業向け市場「科创板」で上場。このほか、中化能源は「双百企業」の中で戦略的投資者導入額最高の企業として、上場申請を提出した。

国資委データによれば、2020年末時点、A株市場で上場する国有資本支配の上場企業数は全体の28.1%、時価総額は43.1%を占めている。

(※)「重点分野の試行企業」とは電力、石油、天然ガス、鉄道、民用航空、電信、軍需産業など7大独占産業の混合所有制改革の試行企業。「双百企業」とは中央企業子会社100社余りと地方国有中堅企業100社余り。「科技改革モデル企業」とは200社余りの科学技術型企業。

中央通信企業の中国電科、中国普天を吸収合併

国務院国資委は6月24日、国務院の承認により、通信大手の中国普天情報産業集団(中国普天)は同業大手の中国電子科技集団(中国電科)に吸収合併され、全額出資の子会社になると発表した。両社とも国資委が直接に管理する大型中央企業で、中国電科は軍事電子とネット情報安全領域で技術の主導的地位を占めており、合併後、戦略的地位が一層強まると見られる。

現在、中国電科は47カ所の国家級の研究所、11社の上場会社を含む500余りの企業・事業単位、並びに35の国家級重点実験室、研究センターとイノベーションセンターを有し、従業員数は約20万人、うち科学技術研究員は約11万人に上る。同社傘下には、国睿科技、海康威視、四創電子、鳳凰光学、杰賽科技など上場会社が11社あり、23日時点の時価総額は計6,662億元。一方、中国普天の傘下には東方通信、南京普天、成都普天電纜、東信和平の上場会社4社。中国電科と中国普天の傘下の上場会社の時価総額は約7,000億元となる。

上海市が都市群水素自動車の応用案を発表、財政部のパイロットリストはまだ未公開

6月9日、第6回国際水素・燃料電池自動車会議(FCVC)で、上海都市群燃料電池自動車模範プロジェクトを正式に発動した。この背景には、2020年9月、財政部等の5部門が燃料電池自動車の模範的な応用のための都市群を選定する文書を発表したことがある。この文書は適格な都市群を選定して目的を限定した補助金の導入により、燃料電池の中核技術と水素自動車の産業化応用における突破を図る。適格な都市群は最高で17億元の中央財政からの補助金を得られる。目下のところ、水素自動車模範的応用都市群の審査結果は正式に発表されていない。

上海が今般発表した水素自動車のイニシアティブは、4年間の試行期間中に、5,000台の燃料電池自動車を応用させる目標を掲げており、そのうち、トラック、乗用車、バスをそれぞれ3,400台、1,400台、200台とした。それに加え、上海都市群は4年間で72カ所の水素ステーションを新たに建設し、うち上海市は50カ所となる。現在、上海には9カ所の水素ステーションがあり、2020年末時点で、中国の水素ステーションは合計で128カ所ある。

中国水素エネルギー連盟によると、2020年末で、中国の水素燃料電池自動車の保有台数は約7,000台にとどまった。中国汽車工程学会は2020年に発表した「省エネルギーと新エネルギー自動車技術ロードマップ2.0」を発表し、全国の水素自動車の保有台数は2025年までに約10万台、2035年までに約100万台に達すると見込んでいる。

「データセキュリティ法」を正式発表、2021年9月1日施行へ

2020年7月、第13回全国人民代表大会が「中華人民共和国データセキュリティ保障法(草案)」(以下、略称「草案」)を初めて審議のため公開、その後3回の審議を経て着地した。中国にとっては、「データセキュリティ法」はデータ分野における基本的な法律であり、国家安全保障分野における重要な法律でもある。

「データセキュリティ法」は7つの章に分かれており、全部で55の条項がある。「草案」と最終案を比較すると、大きな変化は5つある。①協調システムとデータ安全作業に対する統制強化。②国家安全、国民経済の命脈、民生や公共利益関連の重要データに対してより厳格な管理制度を施行。③スマート化公共サービスの提供について、高齢者、体の不自由な人への配慮。④政務データの安全を保障するための規定をさらに改善。⑤違法行為に対する処罰を強化(罰金の最低金額を5,000元から1万円に引き上げ、最高金額の上限を100万元から1,000万元に引き上げている)。

「データセキュリティ法」が実施されてから、地方政府は各地の特徴に基づいて具体的な条例と措置を制定していくと見込まれる。現在、北京・上海・深セン・天津・貴州・安徽などでは、すでに立法が開始されており、江蘇でも公共データ管理弁法の制定を2021年立法作業計画に組み入れている。プライバシー保護、データの確保、データの取引、データの独占といった問題は、今後のデータ関連法令の焦点になる。

【金融】

アントグループの消費者金融会社、重慶で開業

中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会)は6月3日、電子商取引最大手、阿里巴巴(アリババ)集団の金融会社、螞蟻科技集団(アント・グループ)が重慶市で消費者金融会社「重慶螞蟻消費金融公司」を開業することを認可した。螞蟻消費金融公司是2020年9月14日、銀保監会による設立認可を取得し、期間内に準備作業を完了して開業した。

同社の資本金は80億元。螞蟻科技集団が50%の40億元を出資し、他に南洋商業銀行(12億元、15%)、国泰世華銀行(8億元、10%)、寧徳時代新能源科技(6.4億元、8%)、北京千方科技(5.6億元、7%)などが資本参加する。

アントグループの改善案に基づき、開業後6か月以内に小口融資会社2社が展開する「花呗」「借呗」の消費者ローン業務を見直し、開業後1年以内に「花呗」「借呗」を運営する2社が市場から退出するという。

上海はインフラ関連の公募 REITs のパイロットを実施、産業パークが先行

6月15日、上海市政府常務会議では、「上海における国際的競争力のある不動産投資信託基金(REITs)発展の加速に関する実施意見」(以下、「上海REITs20か条」と略称)を可決し、同月21日、その具体内容を上海市發展改革委員会の公式サイトで公開した。「上海REITs20か条」によると、上海はインフラ分野で期間5年のREITsパイロットを実施する予定で、対象となるのは産業パークと物流関連のプロジェクトである。但し、海外で一般的な商用不動産REITsは今回実施対象とされていない。今回商業不動産分野で実施されていない原因は3点あげられる。①中国の商業不動産の価額評価と賃貸料の仕組みが未成熟である。②中国の不動産体制と不動産対策の現状はREITsに適合していない。③中国のREITsの関連法律や税収など関連政策が整っていない。

6月21日、中国国内初の9つのREITs商品が正式に上場取引を行い、高速道路、産業パークや倉庫・物流、グリーン産業関連を中心としたインフラプロジェクトが対象とされている。この9つのREITsの対象プロジェクトの中で、5つは長江デルタ地域に位置している。上海の既存のインフラプロジェクトの資金規模は1兆元を超えている。目下のところ、インフラREITsはパイロット段階にあるため、既存のプロジェクトは産業パーク、倉庫物流プロジェクトに集中しているが、データセンターなどの新型インフラプロジェクトも含まれている。上海はインフラREITsを推進する中で、資金規模とプロジェクトの数量を追求しないスタンスを示している。

プロフェッショナル解説(税務会計)/PwC 日本企業部

研究開発費用の税前追加控除政策のさらなる整備に関する公告(財政部・税務総局公告[2021]13号)の解説

❖ 要旨

適用対象
製造業を主要業務とし、優遇措置適用対象年度において収入総額に占める主要業務収入の比率が 50%以上である企業
手続きの方式
「自己判断、自己申告による適用、関連資料の自己保管」

❖ 主な内容

- 企業による研究開発への投資拡大をさらに奨励し、技術革新を支援するため、2021 年 3 月 31 日、財政部と国家税務総局は「研究開発費用の税前追加控除政策のさらなる整備に関する公告」(財政部・税務総局公告[2021]13 号、「本公告」という)を発行した。主な内容は次のとおり。
- **追加控除政策:** 製造業企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費用
 - ✓ 無形資産を形成しておらず当期損益に計上する場合、規定に従って事実に基づき控除することを前提として、2021 年 1 月 1 日以降、研究開発費の実際発生額に 100%を上乗せした金額、換言すれば研究開発費実際発生額の 2 倍の金額で税前追加控除を適用する。
 - ✓ 無形資産を形成している場合、2021 年 1 月 1 日以降、無形資産原価の 200%、換言すれば無形資産原価の 2 倍の金額で税前償却を適用する。
- **製造業企業の定義:**
 - ✓ 製造業を主要業務とし、優遇措置適用対象年度において収入総額に占める主要業務収入の比率が 50%以上である企業をいう。収入総額は、企業所得税法第六条の規定に従う。
 - ✓ 製造業の範囲は、『国民经济行業分類』(GB/T 4574-2017)に照らして確定し、もし国の関連部門が『国民经济行業分類』を更新した場合には、その規定に従う。
- 「自己判断、自己申告による適用、関連資料の自己保管」方式の採用:
 - ✓ 企業は、当年度の第 3 四半期(四半期単位での予納の場合)又は 9 月(月単位での予納の場合)の企業所得税予納申告時に、当年度上半期の研究開発費用の追加控除優遇措置適用を自己選択することができる。
 - ✓ 企業は、第 3 四半期又は 9 月の予納申告時に、研究開発費用追加控除優遇措置の適用を選択していない場合、翌年に確定申告を行う時点で一括適用することができる。
- **政策規定と管理上の要求事項:**「財政部・国家税務総局・科学技術部:研究開発費用の税前追加控除政策の整備に関する通知」(財税[2015]119 号)及び「財政部・国家税務総局・科学技術部:企業の

国外委託研究開発費用の税前追加控除関連政策問題に関する通知」(財税[2018]64号)の関連規定が適用される。

- 本公告は、2021年1月1日から遡及して適用される。

❖ 考察

- 研究開発費用追加控除政策は1996年に初めて実施されて以来、その適用対象の拡張、立法レベルでの向上、費用集計基準の緩和、追加控除比率の引き上げ、申告審査手続の簡素化が継続的に図られてきた。国家税務総局のデータによると、全国で研究開発費用追加控除措置の適用を受ける企業法人の数は、2015年の5.3万社から現在の33.9万社にまで上昇し、減免税額は726億元から3600億元に増加している(年平均37.8%増)。
- イノベーションが企業・経済・社会に重要な役割を果たすことは否定すべくもないが、イノベーションはその特性ゆえに一定の自発的成長力を欠きがちである。(1)イノベーションがもたらす私人の利益の増加額は、社会的利益の増加を下回る。(2)イノベーションは、「高投資」、「高リスク」、「リターンの不確実性」を特徴としている。これらの特性により、企業が自らイノベーションを選択するときには、その投資額が社会的投資最適額を下回りうる。したがって、政府による助成が非常に重要性を帯びてくる。
- 第一に、研究開発費用の追加控除政策による企業所得税課税所得額の軽減は、政府が企業のイノベーション投資のリスクを分担するに等しく、隠れたリスク分担体制を形成するものである。第二に、追加控除政策による企業の予想収益の引き上げは、政策を通じて国が税収利益を譲与するに等しく、企業にとってはより多くの資金が留保され、資金調達難が緩和されることになる。これが企業の革新力の増強につながる。
- 第14次五か年計画では、社会全体の研究開発経費投入額の年平均増加率を7%以上に引き上げること、研究開発経費に占める基礎研究経費投入額の比率を8%以上に引き上げること、GDPに占める戦略的新興産業付加価値額の比率を17%超にまで引き上げることが打ち出されており、技術革新に対する中国政府の本気度がうかがえる。今後、政府が技術革新への支援をますます強化させることで、社会的にもイノベーションを重視し、人材を重視する考え方がますます浸透していくだろう。

❖ よくある論点整理

Q. 研究開発活動の認定は、特許等の知的財産権を取得することを前提とされているか？

A. 研究開発費用の追加控除に関する法規において、研究開発活動とは、「企業が科学と技術の新知識を獲得し、科学技術の新知識を創造的に運用し、あるいは技術・製品(サービス)・工程の実質的改善を目的として持続的に行う、明確な目標を有する系統的活動」とされている。すなわち、企業が必ずしも特許を保有していることは適用の条件とされていない。この点、コアな特許を保有していることが認定の要件とされている「ハイテク企業」の認定要件とは異なる。

Q. 研究開発費用の追加控除の適用は、グループ関連会社に技術ロイヤリティを支払うことに影響を与えるか？

A. ロイヤリティとは、現地製造企業が製造時に使用するコア技術・ノウハウの使用権を取得するために海外のグループ関連企業に対して支払う一定の対価をいう。一方、研究開発費用とは、企業が顧客の実際、又は潜在的な需要に応じ、コア技術に基づき、新製品の生産、あるいは製造技術・工程プロセスを向上するために発生した各種の費用をいう。よって、現地製造企業が海外企業に支払うロイヤリティは研究開発費用として追加控除政策を適用することができないが、ロイヤリティの支払いは、研究開発費用の追加控除の適用を妨げるものではない。

Q. 研究開発費用の追加控除を申請した場合、移転価格リスクは生じるか？

A. 現地製造企業が研究開発費用の追加控除を申請した後、移転価格同時文書における機能・リスクの記載内容を更新する必要があるかもしれない(例えば、現地市場向けの限定的な研究開発機能を有する旨の内容を追記する、比較対象企業の選定範囲と比較対象企業の利益率レンジを適切に調整する)。一方、通常、現地製造企業が新製品の生産又は製造技術・工程プロセスの向上のために行う現地での研究開発活動は、高い付加価値のあるコア技術・知的財産権・特許等を生み出すものではないことから、高い付加価値のある開発活動は依然として海外の本社又は現地の研究開発センター等のグループ会社により行われるものとなる。即ち、現地製造企業は、限定的な研究開発機能を有するが、バリューチェーンにおける会社の機能は、従来のまま限定来な機能・リスクを負う製造企業として整理されるものとなり、研究開発費用追加控除の申請は一般的には移転価格上の見地からの製造会社の位置付けに対して、実質的な影響をもたらさない。

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企业事业开发部 (JBD)

PwC はロンドンを本拠地とし、世界 150 国以上に約 750 拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利は PwC オーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009 年より PwC 中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後 2011 年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。さらに 2011 年以降は、日本ビジネスマーケットリーダーとして新たに華北地域(北京、天津、大連、青島など)も担当する。中国で事業を拡大する日系企業に対して、監査、内部監査、税務に関するコンサルテーション業務を提供している。

2017 年 7 月から中国本土並びに香港の日本企業部統括代表パートナーに就任。台湾事務所と日本企業部のコラボレーションリーダーにも任命されている。

現在、中国市場の持続的な拡大や、一帯一路政策に代表される中国政府による対外投資の積極的な促進等、中国経済のダイナミックな発展が急速に進む中、日本企業部統括代表パートナーとして、将来のリーダーとなる人材の育成サポート(You Plus)や、中国成長戦略の策定・実行サポート(Path to Profit)、更には中国政府による重点成長戦略と企業・人材の連携サポート(Integrated Urban Strategy)等、One Firm Service (OFS)の推進に精力的に取り組んでいる。



過去一週間の規制動向

I. 小型・零細企業及び個人経営者に対する支払手数料軽減の通達

番号: 銀発〔2021〕169 号

発表日: 2021 年 6 月 25 日

施行日: 2021 年 9 月 30 日

概要: 決済手段の実体経済に対するサポートをさらに拡大し、市場主体の運営コストを削減するため、小型・零細企業等に対する支払手数料軽減の通達が発表された。

1. 決済口座管理手数料と年会費を免除
2. 一回 10 万元以下の振込は、現状より 10% の割引を実施
3. 一部手形小切手業務の手数料を廃止
4. デビットカード発行銀行における一般顧客と優遇顧客のカード使用手数料は、現行の政府指導価格よりそれぞれ 10% と 22% の割引を実施

II. 全国炭素排出権取引に関する公告

番号: 沪環境交〔2021〕34 号

発表日: 2021 年 6 月 22 日

概要: 全国炭素排出権取引は 6 月末に開始され、上海環境能源取引所は、国家炭素排出権取引機関の設立に先立ち、取引口座の開設と運用を行う。

1. 炭素排出割当量 (CEA、Carbon Emission Allowance) の取引は取引システムを通じて行う必要がある
2. 10 万トン未満の小口取引の時間帯は、毎週月曜日～金曜日の 9:30-11:30、13:00-15:00 (祝日除く)、取引価格は前営業日終値比±10%
3. 10 万トン以上の大口取引の時間帯は、毎週月曜日～金曜日の 13:00-15:00 (祝日除く)、取引価格は前営業日終値比±30%
4. 取引主体毎に、一つの取引口座のみ開設可

コラム ～最近開催されたイベント

2021 年中国自動車フォーラム @ 上海嘉定 (6 月 17 日～19 日)

中国汽車工業協会 (CAAM) 主催で 2021 年中国自動車フォーラムが上海嘉定で開催された。テーマは「自動車産業高品質発展の推進」。政府を始め、企業や専門家による基調講演の中で、繰り返し触れられたのは「カーボンピーク、カーボンニュートラル」及び「国内・国外の双循環^(※)」という新たな産業発展についてであった。

政府関係者・専門家からは、「OEMs とサプライヤーは中国自社ブランドの向上、NEV 市場の更なる発展、スマートコネクテッド自動車の産業化推進などの中心的な課題に対して注力することの必要性」の提言、「十四五」期間における自動車産業の市場動向、産業チェーンの安全とサプライチェーンシステム構築、車載半導体、データセキュリティなどのホットな話題に対する各種政策動向と実際の取り組み実例の説明が行われたことに加え、各企業の最新技術の成果が展示されるなど、新たな 5 年計画に向けた産業動向を確認することができた。

(※) 2020 年 5 月、中国政府から提出された経済政策。国内サイクルと国際サイクルの二つの経済を同時に運営していくもの。国内市場拡大と対外開放の継続。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 6 月)

■ MUFG BK 中国月報 第 184 号(2021 年 6 月)

中国経済の現状を点検する

<https://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/121060101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.6 2021

香港のワクチン接種状況と各種規制

https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1352_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214